

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課班名	備 考
優良特定給食施設	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県特定 給食施設関係 係者研修会	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1. 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2. 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3. 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4. 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5. 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	優良特定給食施設 （全国栄養改善大会） ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
がん征圧事業功勞	知事表彰 保健福祉部長感謝状	がん征圧岡 山県大会	個人 団体	次の各号のいずれにも該当する者。 1. がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2. がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3. 1及び2の業務に従事した期間は、原則として10年以上で年齢50才以上の者。 1. がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を5年以上実施し、著しい功績があった団体。 2. がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。	がん征圧事業功勞 ・日本対がん協会賞	健康推進課 健康づくり班	
精神保健福祉事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県精神 保健福祉大 会	個人 団体	次の各号のいずれにも該当する者 1. 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2. 精神保健福祉事業に10年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3. 年齢が50才以上であること。 1. 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2. 精神保健福祉事業を10年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。	精神保健福祉事業功勞 （精神保健福祉全国大会） ・厚生労働大臣表彰 ・日本精神保健福祉連 盟会長表彰 精神科看護業務功勞 （日本精神科看護技術 協会創立周年記念式 典）（5年毎） ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 精神保健福祉 班	
生活衛生関係功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県保健 衛生功勞者 表彰式	個人 団体	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項に規定する営業（食品衛生功勞を除く）に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者。 1. 功績にかかる事業従事年数が10年以上であること。 2. 年齢が50才以上であること。	生活衛生関係功勞者 （全国生活衛生同業組 合中央会表彰式） ・厚生労働大臣表彰	生活衛生課 生活営業指導 班	
理容師美容師養成功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県保健 衛生功勞者 表彰式	個人	現に理容師または、美容師養成施設の経営者並びに教員であって理容教育または美容教育の向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1. 功績にかかる従事年数が10年以上であること。 2. 年齢が50才以上であること。	理容師美容師養成功勞 者 （理容師・美容師養成 功勞者表彰式） ・厚生労働大臣表彰	生活衛生課 生活営業指導 班	

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課名	備 考
母子愛育事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県愛育 委員連合会 総会 (5月)	個人(愛育委員) 団体(愛育委員 会)	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が10年以上であること。 3 個人にあっては年齢50才以上で、現職にある者。	①母子保健家族計画事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本家族計画協会会長表彰 ・母子保健推進会議会長表彰 ②愛育事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・母子保健功勞者表彰(愛育班員全国大会) ・愛育班活動功勞表彰	健康推進課 母子・歯科保健班	
		岡山県保健 衛生功勞者 表彰式	助産師等				
栄養改善事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養 改善協議会 総会 (6月)	個人(栄養委員) 団体(栄養改善協 議会)	栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に10年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢50才以上の現職にある者。または地区住民の健康を保持増進するための食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績にかかわらず従事年数が10年以上であるもの。 次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が10年以上であること。 (2) 年齢が50才以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。	栄養改善事業功勞 (食生活改善に限る) (全国食生活改善大会) ・厚生労働大臣表彰 栄養改善事業功勞 (食生活改善を除く) (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
		岡山県栄養 士会総会 (6月)	個人(栄養士)				
栄養指導事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養 士会総会 (6月)	個人(栄養士)	現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当すること。 1 功績に係る従事年数が20年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。	栄養指導事業功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
		岡山県栄養 士会総会 (6月)	個人(栄養士養成 従事者)				
栄養士養成功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養 士会総会 (6月)	個人(栄養士養成 従事者)	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者(法人にあってはその代表者)、施設長又は教職員であって栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当すること。 1 功績に係る従事年数が10年以上(教職員にあっては15年以上)であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。	栄養士養成功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	